

外国間接参加者(FIP)に関する申請・届出 Q&A

2023年3月31日

項番	手続 種類 (※)	質 問	回 答
I. 手続関係			
1	新規	外国に所在する A 銀行が B 銀行に口座を開設し、自己のために日本国債の売買等を行う場合、A 銀行は FIP の資格が必要ですか。	A 銀行が自己のために日本国債の売買や担保取引を行う場合には、A 銀行は FIP 承認を受ける必要はありません。
2	新規	外国に所在する A 銀行が B 銀行に口座を開設し、更に、X 社(A 銀行の顧客)が日本国債の売買等を行えるよう A 銀行内に X 社の口座を開設する場合、A 銀行は FIP の資格が必要ですか。	A 銀行は FIP の資格が必要です。 X 社が日本国債の売買や担保取引を行う場合には、X 社は国債振替決済制度の参加者等に口座を開設している必要があります。
3	新規	FIP 承認について、申請から承認までにどのくらいの期間を要するのでしょうか。	承認までの所要期間については、審査に要する期間が申請者毎に区々であるため、標準的な期間をお示しすることができません。このため、FIP となることを希望する場合には、十分に余裕をもって、日本銀行に連絡、申請してください。
4	新規	FIP の承認申請と外国口座管理機関(AMI)の申請の手続は並行して行うことが可能でしょうか。	可能です。 ただし、AMI であることは FIP の承認要件の一つですので、AMI として指定されない限り、FIP として承認されることはありません。

5	新規	<p>「国債振替決済制度の外国間接参加者の承認を受けることを希望する際の申請に関する手続」別紙2の証3.により、準拠法や裁判管轄にかかる合意が所在地法に照らして、有効であることを確認することが求められる理由は何でしょうか。</p>	<p>準拠法や裁判管轄にかかる合意は、日本法上は有効です。しかし、仮に訴訟が日本以外の地において提起された場合、その国すなわち法廷地の抵触法が原則として適用され、こうした合意の有効性も、当該抵触法により決せられます。このため、申請者の所在地(国債振替決済制度にかかる権利義務関係についての訴訟提起に関する権限を有する部署の所在地)の抵触法においても、こうした合意が有効であることを確認していただくものです。具体的には、法律専門家の意見書を得る等の方法により確認してください。</p>
6	新規 変更	<p>A 銀行(FIP)が、C 銀行に口座を開設している B 銀行(C 銀行を指定参加者等とする B 銀行)に口座を開設する場合、A 銀行の指定参加者等は、B 銀行と C 銀行のどちらになるのでしょうか。</p>	<p>B 銀行を、希望する指定参加者等として日本銀行に届け出てください。 — 指定参加者等とは、「外国間接参加者が顧客口座の開設を受けた参加者等であって、日本銀行が指定したもの」をいいます。</p>
7	新規 変更	<p>FIP の承認審査中である A 銀行について、承認と同時に既存の FIP である B 銀行の指定参加者等とすることを希望する場合、①A 銀行の FIP 承認手続と②B 銀行の指定参加者等の変更(追加)手続を並行して行うことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。 ただし、通常、FIP 承認手続は指定参加者等の変更手続より時間を要します。このため、FIP 承認手続を先行し、承認時期の目途がたったところで、指定参加者等の変更手続を開始することをお勧めしています。</p>
8	新規	<p>FIP の承認申請者が証券清算・決済機構(ICSD 等)の場合、追加の審査や要件が求められる理由は何でしょうか。</p>	<p>証券清算・決済機構は、一般的に多数の金融機関等間の決済を行う者であり、その参加者の決済不履行や、機構の運営の混乱等が、国債決済の安全性に大きな影響を及ぼし得ることから、追加の審査や要件を求めています。</p>
9	変更	<p>指定参加者等の変更にかかる手続を</p>	<p>原則、国内連絡先を通じて行ってくださ</p>

		国内連絡先以外の法人が行うことは可能でしょうか。	い。国内連絡先が行うことができない事情がある場合には、その旨を連絡してください。
10	変更	FIP の営業所を変更した場合、日本銀行に届け出る必要はあるのでしょうか。	FIP の営業所変更に伴う届出は不要です。
11	変更	FIP の代表者が変更された場合、日本銀行に届け出る必要はあるのでしょうか。	FIP の代表者変更に伴う届出は不要です。
12	変更	名称や住所を変更する場合、外国口座管理機関(AMI)の名称変更や住所変更の手続を金融庁との間で行えば、日本銀行との間での手続は不要でしょうか。	AMI の名称変更や住所変更の手続とは別に、日本銀行との間でも名称変更や住所変更の手続を行う必要があります。
13	変更	指定参加者等を現在の A 銀行から B 銀行に変更したいのですが、A 銀行に開設している口座に国債の残高があります。この場合、どのように手続を行えばよいでしょうか。	<p>次の手順で、新しい指定参加者等に FIP の国債残高を移管してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① B 銀行を指定参加者等として指定する手続(指定参加者等の追加)を行う。 ② A 銀行に開設している口座にある国債の残高を B 銀行に開設した口座に移管する。 ③ A 銀行の指定参加者等としての指定を取り消す手続を行う。 <p>この場合、申請書を2通(指定参加者等の追加および取消にかかるもの)提出していただく必要があります。</p> <p>— A 銀行に開設している口座に国債の残高が無い場合には、残高移管の必要はありませんので、申請書1通で指定参加者等の変更が可能です。</p>

14	変更	<p>外国口座管理機関(AMI)の指定の取消が行われる場合、日本銀行との間での FIP の承認取消にかかる手続は不要でしょうか。</p>	<p>日本銀行との間でも FIP の承認取消にかかる手続を行っていただく必要があります。このため、AMI の指定が取り消されることが分かり次第、日本銀行に連絡してください。</p> <p>— AMI の指定が取り消される日(官報掲載日)も併せて連絡してください。</p>
15	変更	<p>指定参加者等の指定を取り消したいのですが、この場合、事務処理態勢にかかる書類(審査資料の Annex B または Annex C)の提出は必要でしょうか。</p>	<p>指定参加者等の指定の取消にかかる手続については、事務処理態勢にかかる書類の提出は不要です。</p>

項番	手続 種類 (※)	質 問	回 答
Ⅱ. 審査資料関係			
事務処理態勢について			
1	新規 変更	システム障害時のみ事務委託を行う 場合には、審査資料の Annex B と Annex C のどちらを提出すべきでし うか。	Annex C(事務委託がある場合)を提出し てください。

項番	手続 種類 (※)	質 問	回 答
Ⅲ. 提出書面、根拠資料関係			
提出書面について			
1	新規 変更	肩書(Title)の欄はどのように記載すればよいのでしょうか。	代表者(申請または届出を行う権限を有し、署名を行う者)について、その資格および署名を証する書類に記載されている肩書(Title)と同じ記載をしてください。 資格および署名を証する書類に肩書(Title)の記載が無い場合には、申請書等の肩書(Title)は空欄としていただいても差し支えありません。
2	新規 変更	署名者の名前は、英語表記でなければならないのでしょうか。	英語表記である必要はありません。 申請または届出を行う代表者についてその資格および署名を証する書類に記載されている署名者の名前と同じ記載にしてください。
申請または届出を行う代表者についてその資格および署名を証する書類について			
3	新規 変更	代表者(申請または届出を行う権限を有し、署名を行う者)の資格および署名を証する書類について、当該書類の作成日から6ヶ月を経過したもの(有効期間または有効期限があるもの)にあつては、当該有効期間または有効期限を過ぎたものを日本銀行へ提出するため、記載内容に変更がない旨の証明を付す場合、その署名は、申請または届出を行う代表者が行うことでよいのでしょうか。	原則として、申請または届出を行う代表者以外の方が署名してください。 具体的には、取締役もしくは会社秘書役(カンパニーセクレタリー)またはこれらに準ずる方が署名してください。

4	新規 変更	代表者(申請または届出を行う権限を有し、署名を行う者)の資格および署名を証する書類について、当該書類が本書の写しであるため、原本と相違ない旨の証明を付す場合、その署名は、申請または届出を行う代表者が行うことでよいでしょうか。	原則として、申請または届出を行う代表者以外の方が署名してください。 具体的には、取締役もしくは会社秘書役(カンパニーセクレタリー)またはこれらに準ずる方が署名してください。
5	新規 変更	原本が電磁的記録である署名鑑は、代表者の資格および署名を証する書類として受入可能でしょうか。	受入可能です。 ただし、電磁的記録を印字したものに、原本と相違ない旨の証明(項番4の証明)を付してください。
法人の登記事項証明書もしくはその写しまたはこれらに準ずるものについて			
6	新規 変更	原本が英語を除く母国語で記載されている場合、受入可能でしょうか。	母国語で記載されている原本を提出してください。 ただし、母国語では判読できない場合には、必要に応じて英語訳または日本語訳を追加で提出していただくことがあります。
7	新規 変更	登記事項証明書に本店所在地の記載がないのですが、受入可能でしょうか。	本店所在地の住所を確認できる別の書類を提出していただく必要があるため、その旨連絡してください。
8	変更	名称変更または住所変更を行う場合において、登記手続が完了していないため、登記事項証明書を提出できないときはどうすればよいでしょうか。	新名称または新住所および変更日を確認できる資料(取締役会の議事録やプレスリリース等)を提出してください。 登記事項証明書は、登記手続が完了した後に速やかに提出してください。

※FIPの承認を受けることを希望する際の申請に関するQ&Aについては「新規」、FIPとして承認を受けた後の名称変更等に関するQ&Aについては「変更」と記載。